

至誠館大学現代社会学部幼稚園教諭一種免許状取得に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、至誠館大学学則第37条の2の規定に基づき、こども専攻において幼稚園教諭一種免許状を取得するために必要な事項を定める。

(定員等)

第2条 こども専攻に所属し、指定科目を履修することができる者とする。

2 前項の定員は、一学年40人とする。

(選考)

第3条 幼稚園教諭一種免許状の取得を希望する者は、教育職員免許取得希望届を提出するものとする。

2 幼稚園教諭一種免許状の取得を希望する者の選考は、1年次の成績・GPA、出席率、授業態度、単位修得状況や健康状態等を総合的に評価し、面談を実施のうえ決定する。

(履修科目及び単位数)

第4条 幼稚園教諭一種免許状を取得しようとする者は、こども専攻に所属し、現代社会学部の卒業要件を充足の上、別に定める科目の単位を修得しなければならない。

(単位の認定)

第5条 単位認定の手続き等は、学則の定めるところによる。

(幼稚園教育実習の受講資格)

第6条 幼稚園教育実習を履修できる者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 幼稚園教育実習前まで(2年後期終了時)に次の単位を修得していること。

- ・教職概論
- ・教育原理
- ・幼稚園インターンシップⅠ
- ・保育内容指導法(総論)

(2) 教職ガイダンスを受講し、幼稚園教諭一種免許状取得希望届を提出していること。

2 幼稚園教育実習を履修しようとする者は、実習前に健康診断を受診しなければならない。

(教職課程運営委員会)

第7条 幼稚園教育実習を円滑に実施するために必要な事項は、教職課程運営委員会で協議する。

(教育実習の実施)

第8条 幼稚園教育実習は、実習協力施設において行うものとする。

2 実習の実施に関する手続等は、教職課程運営委員会が別に定める。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、この内規の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

制 定 令和6年 4月 1日(制定)

改 正 令和7年 4月 1日(第1回改正)